

大阪労働局第10次粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則(粉じん則)」が全面施行された昭和55年当時、全国においては6,842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、令和3年には136人と大幅に減少しており、粉じん障害の防止対策の効果は確実に上がっています。大阪労働局では、粉じん障害防止対策をより一層推進するために、「大阪労働局第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。また、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃を定期的の実施させ、定着させましょう。

大阪労働局第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項

- 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 じん肺健康診断の着実な実施
- 4 離職後の健康管理の推進
- 5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進
労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任^{*}し、以下のことを実践させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理

^{*}令和6年3月6日付け基発0306第1号「第10次粉じん障害防止総合対策の推進について」の一部改正について

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、じん肺法第20条の3の規定により、粉じんにさらされる程度を低減させるための措置として電動ファン付き呼吸用保護具を使用させてください。

＜半面形面体＞



（下部や側面）

＜全面形面体＞



（下部やアライズ）

●は型式検定合格標章の貼付位置を示す。

(3) 法令改正に関する対応

第三管理区分に区分された場所で、かつ、作業環境改善困難場所では、個人サンプリング測定等により濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付け（令和6年4月1日施行）られたことから、適切な呼吸用保護具の着用させましょう。

2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」
（最終改正令和2年7月20日）に基づく対策を実施しましょう。

特に、動力を用いて鉋物等を掘削する場所における作業等で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行います。

～ずい道等建設工事を行う事業者の皆様へ～

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき措置を明確にし、労働者の健康被害の防止を図ることを目的とし、事業者などの関係者が行なうべき措置を定めています。

※ 本ガイドラインは、労働安全衛生法第57条に基づき制定されたものであり、労働安全衛生法第57条第2項に基づき制定されたものであります。

施行日など

- 改正ガイドラインは、令和6年4月1日から施行されます。ただし、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正は、令和6年4月1日から施行されます。
- 本ガイドラインは、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正は、令和6年4月1日から施行されます。
- なお、労働安全衛生法第57条に基づき制定されたものであり、労働安全衛生法第57条第2項に基づき制定されたものであります。
- 本ガイドラインは、労働安全衛生法第57条に基づき制定されたものであり、労働安全衛生法第57条第2項に基づき制定されたものであります。

ガイドライン全文や修正対照表など、改正内容に関する資料はこちら

- 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/newsroom/1251120/>
- 労働安全衛生法第57条に基づき制定されたものであり、労働安全衛生法第57条第2項に基づき制定されたものであります。

厚生労働省

ガイドラインの主な内容

1 粉じん対策に係る計画の策定

2 ずい道等の掘削等作業主任者の職務

- ・ 粉じん濃度等の測定方法及びその結果を踏まえた掘削等の方法決定
- ・ 換気等の方法の決定
- ・ 粉じん濃度等の測定結果に応じた呼吸用保護具の選択
- ・ 呼吸用保護具の機能点検、不良品の除去、使用状況の監視

3 粉じん発生源に係る措置

- ・ 設計段階における、より発じん量の少ないトンネルボーリングマシン工法、シールド工法等の採用検討
- ・ 掘削作業、ずり積み等作業、ロックボルトの取付け等のせん孔作業及びコンクリート等吹付作業における粉じん発散の防止措置

4 換気装置等による換気の実施等

- ・ 換気装置による換気の実施、集じん装置による集じんの実施
- ・ 換気装置、集じん装置の点検・補修及びその記録の保管（3年間）

5 粉じん濃度等の測定

- ・ 坑内作業場の切羽に近接する場所における定期的な粉じん濃度等の測定実施
- ・ 粉じん濃度の測定結果の評価（目標： $2\text{mg}/\text{m}^3$ ）及び結果に基づく措置の実施

6 有効な呼吸用保護具の使用

- ・ 粉じん濃度等の測定結果に基づく有効な呼吸用保護具（掘削作業、ずり積み作業又はコンクリート等吹付作業にあつては電動ファン付き呼吸用保護具に限る）の選択、使用、保守管理、フィルタ交換基準の策定及びフィルタ交換記録の整備保管（3年間）

7 粉じん濃度等の測定等の記録

- ・ 粉じん濃度等の測定結果の保存（7年間）及び測定結果の周知

8 労働衛生教育の実施

- ・ 坑内の特定粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育の実施
- ・ 呼吸用保護具の適正使用に関する教育の実施

9 その他の粉じん対策

- ・ 容易に坑外に出ることが困難な場合における休憩室の設置

3 じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務付けられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

じん肺健康診断を実施しない年もじん肺健康管理実施状況報告を提出する義務があります。毎年提出しましょう。

じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録を確実に保管しましょう。

じん肺健康管理実施状況報告

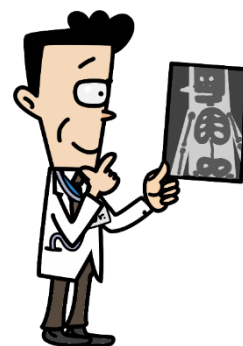
The form is titled 'じん肺健康管理実施状況報告' (Dust Lung Health Management Implementation Status Report). It contains several sections for data entry, including company name, address, and employee information. A large grid is provided for recording the results of health checks for multiple employees, with columns for employee ID, name, and check status. The form also includes a section for the reporting officer's signature and date, and a stamp area at the bottom right.

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。事業者は、離職予定者に対して、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配布するとともに、ガイドブック等を活用し健康管理手帳の交付申請の方法等について周知してください。

詳しくは大阪労働局労働基準部健康課にお問い合わせください。



5 アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

大阪府内の事業場においては、アーク溶接作業によるじん肺新規有所見者数の発生が一番多い状況です。今後もアーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策の推進を図る必要があることから、以下の措置を講じてください。

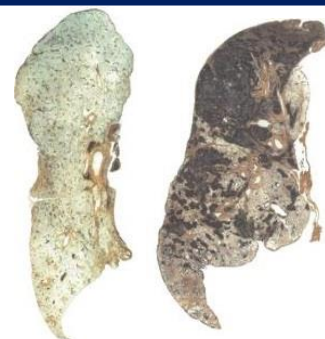
- (1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則(平成24年4月1日施行)の内容に基づく措置の徹底
- (2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の改善
- (3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進
- (4) 健康管理対策の推進
- (5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底



「じん肺」とは？

主として小さな土ほこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって大量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。いったんじん肺にかかると、元の正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。

現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからない措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより、粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底することが重要です。



左：正常な肺
右：じん肺にり患した肺
(粉じんの吸入により肺が黒くなっている。)

詳細は厚生労働省又は大阪労働局ホームページでご確認ください。

- 大阪労働局第10次粉じん障害防止対策の推進について



- 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました



- 「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」



お問合せ先：大阪労働局労働基準部健康課 TEL 06-6949-6500

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67 (大阪合同庁舎2号館9階)